

新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けた蔵王町内の事業者の皆さまへ

蔵王町中小企業者活動継続支援金について

蔵王町では、新型コロナウイルス感染症拡大により事業活動に影響を受けた蔵王町内の中小企業者等の皆さまに、活動継続支援金を交付します。

□給付要件

蔵王町内に事業所又は店舗を有する事業者で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により令和2年12月から令和3年7月までの売上高のうち、一月の売上高が前年又は前々年同期対比で10%以上減収した方。

□対象者 給付要件にある減収のある事業者で次のすべての要件を満たす方

- ① 町内に事業所又は店舗を有する事業者（大企業を除く）
- ② 商工業に携わる事業者
- ③ 令和元年中の事業収入の売上高が100万円以上であること（事業期間が12月に満たない事業者にあっては、令和元年中の売上高の月平均が8万円以上であること）
- ④ 蔵王町新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金、蔵王町雇用維持支援金及び蔵王町医療機関等感染症対策支援金いずれかの交付を受けていない事業者で、今後も受ける見込みがないこと
- ⑤ 引き続き事業活動を継続する意欲のある事業者

□給付額 1事業者10万円

□申請期間 令和3年8月2日（月）～10月29日（金）

□提出書類

- ① 中小企業活動継続支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ② 誓約書（様式第2号）
- ③ 営業実態が確認できる書類（確定申告書及び決算報告書）の写し
- ④ 令和元年中の売上高が分かる書類（確定申告書、収支内訳書等）の写し
- ⑤ 減収月及び前年又は前々年同期の売上高等がわかる書類（確定申告書、収支内訳書、帳簿、売上台帳等）の写し
- ⑥ 申請者名義の預金通帳又はキャッシュカードの写し

□申請・問い合わせ先 〒989-0892 蔵王町大字円田字西浦北10番地

蔵王町農林観光課 商工・観光振興係 TEL 0224-33-2215